

国立大学法人島根大学と学校法人帝京大学との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、国立大学法人島根大学と学校法人帝京大学(以下「両大学」という。)が包括的な連携のもと、教育研究等の分野において相互に協力し、教育研究等の向上に寄与することを目的とする。

(協力項目)

第2条 両大学は、次の事項について協力する。

- (1) 教育・研究の向上のための連携
- (2) その他両大学が協議して必要と認める連携

(守秘義務)

第3条 両大学は本協定に基づく活動において相手方から知り得た情報については、適切に管理するとともに、相手方の承認を得ずに第三者に開示してはならない。

(期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその翌年度の3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の6か月前までに、両大学のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めるもののほか、連携協力の実施に関し必要な事項は、両大学が協議して別に定めるものとする。

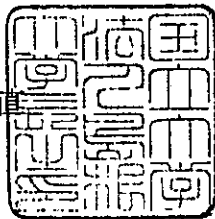
本協定締結の証として本協定書を2通作成し、両大学が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年2月24日

国立大学法人島根大学

学校法人帝京大学

学長 服部 泰直



理事長 冲永 佳史

